



新座市防犯推進計画



(案)

令和8年度～令和12年度

新座市

目次

第1章 計画策定

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間と基本構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 新座市の犯罪情勢

- 1 全体的傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 街頭で発生する窃盗の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 子どもに対する声掛け事案の状況・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 特殊詐欺の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の基本方針

- 基本方針1 防犯意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 基本方針2 地域における防犯活動の推進・・・・・・・・ 6
- 基本方針3 安全な都市環境の整備・・・・・・・・・・・・ 6
- 基本方針4 子どもを見守る体制の整備・・・・・・・・・・・・ 6
- 基本方針5 規範意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 基本方針6 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策・・・・ 6

第4章 計画の主な取組

基本方針1 防犯意識の高揚

- (1) 市民や事業者等の防犯意識の啓発・・・・・・・・ 7
- (2) 広報活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 市民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進・・・・ 8

基本方針2 地域における防犯活動の推進

- (1) 防犯パトロールの実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 自主防犯活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 自主防犯活動の新たな担い手の確保及び支援・・・・ 10
- (4) お互いが支え合う地域社会の形成・・・・・・・・ 10

基本方針3 安全な都市環境の整備

- (1) 公共空間における安全対策・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 防犯カメラの管理及び運用・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 空家等対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

基本方針4 子どもを見守る体制の整備

- (1) 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化・14
- (2) 学校等の防犯管理体制の整備・14
- (3) 安全教育の実施・15

基本方針5 規範意識の高揚

- (1) 薬物乱用・非行防止活動等の推進・16
- (2) 規範意識の向上・16

基本方針6 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策

- (1) 特殊詐欺防止対策の推進・17
- (2) 自転車盗を始めとした乗り物盗被害防止対策の推進・17
- (3) 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進・18
- (4) 侵入盗被害防止対策の推進・18
- (5) 正確な情報の効果的な発信・19

資料編

- 1 新座市内の罪種別刑法犯認知件数の推移・20
- 2 新座市、埼玉県、全国の刑法犯認知件数の比較・21
- 3 新座市防犯推進条例・22
- 4 新座市内の警察署及び交番の所在地・24
- 5 各交番の担当区域・25

第1章 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年4月1日に新座市防犯推進条例を施行し、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて新座市防犯推進計画を策定し、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が連携し、一体となった活動を展開してまいりました。

この取組により、市内の全刑法犯認知件数は平成13年の3,951件から令和7年には1,000件と約75%減少するなど大きな成果を上げています。

しかし、令和5年以降は刑法犯認知件数が増加傾向にあり、特に、特殊詐欺被害や自転車盗などの窃盗被害が多く発生している状況にあります。

特殊詐欺など多様化する近年の犯罪情勢を踏まえ、市民生活の安全性の向上には、「自助」の取組を基礎としながら、「互助」、「共助」、「公助」の支え合いによる取組が重要です。今後も引き続き、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が連携し、安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

本市においては、今後も関係者が一体となって、更なる防犯対策を推進し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、防犯推進に関連する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新座市防犯推進計画を策定するものです。

2 計画の期間と基本構成

(1) 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年計画です。

(2) 計画の基本構成

① 新座市の犯罪情勢

新座市を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。

② 計画の基本方針

計画における基本方針と目標を示します。

③ 計画の主な取組

施策の内容、主な取組事項及び指標を示します。

第2章 新座市の犯罪情勢

1 全体的傾向

本市における刑法犯認知件数は、平成13年に最多となる3,951件に達して以降、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が連携し、防犯対策を推進した結果、令和7年には1,000件と、平成13年と比較して約25%まで減少しています。

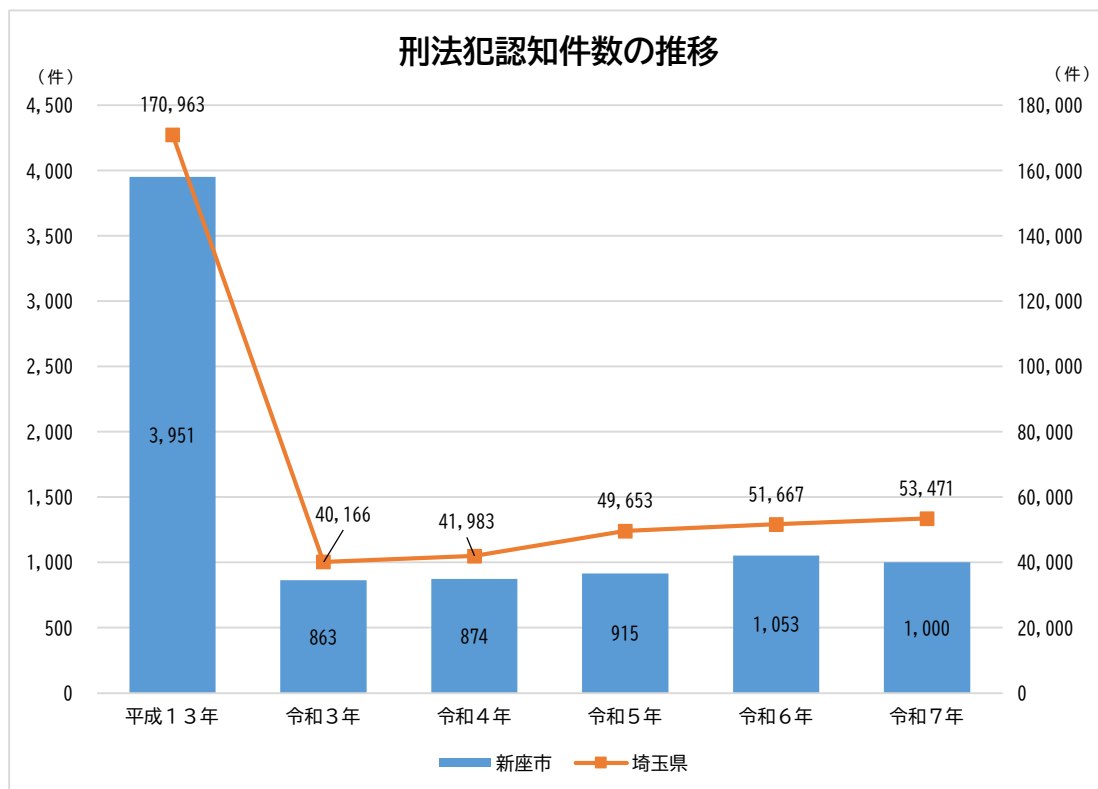
令和4年には新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限などを背景として874件まで減少したものの、行動制限の緩和などにより、社会経済活動が再開されたことなどを背景として、令和5年以降は増加傾向にあります。

<刑法犯認知件数>

(単位：件)

	平成13年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新座市	3,951	863	874	915	1,053	1,000
埼玉県	170,963	40,166	41,983	49,653	51,667	53,471

※不明・国外を含む数値



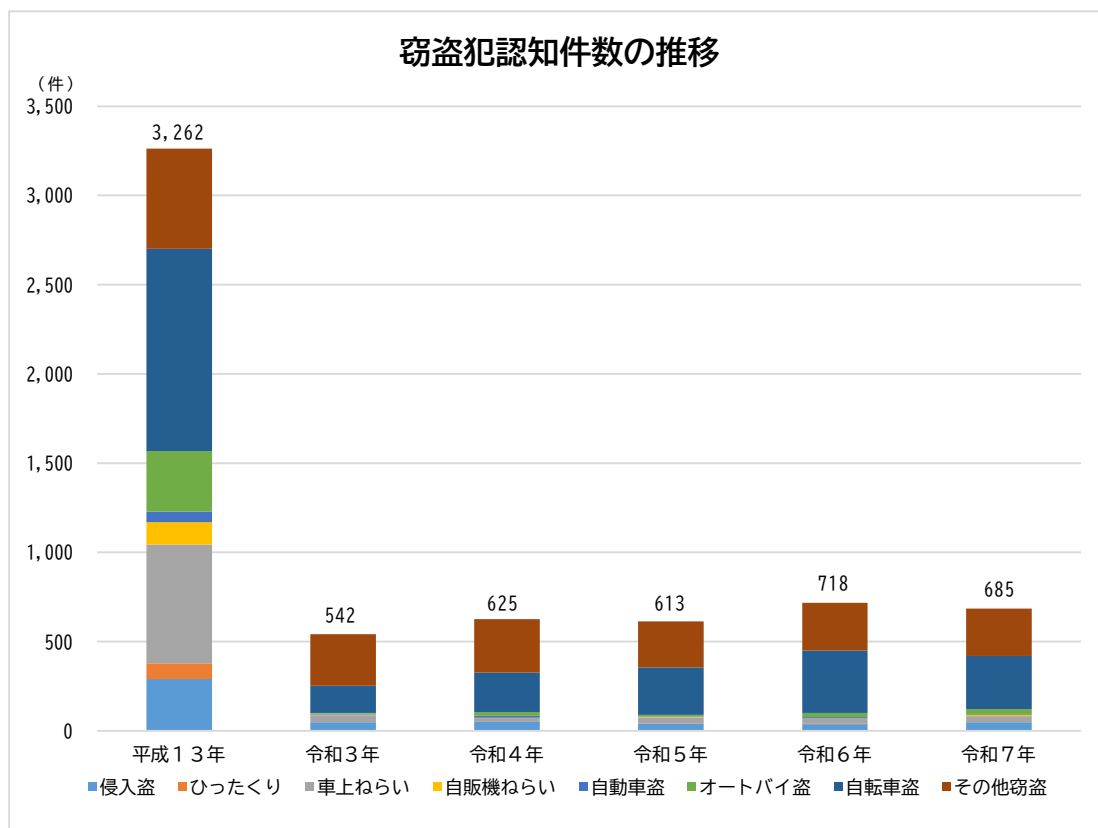
2 街頭で発生する窃盗の状況

ひったくりや自転車盗などの市民の生活に身近な窃盗犯の認知件数は、平成13年には3,262件でしたが、令和7年には685件と、平成13年と比較して約21%まで減少しています。ピーク時から減少はしているものの、全刑法犯認知件数のうち、6割から7割を窃盗に係る犯罪が占めている状況です。

< 窃盗犯認知件数 >

(単位：件)

	平成13年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
侵入盗	290	48	50	41	38	49
ひったくり	88	0	0	1	1	0
車上ねらい	666	39	21	32	33	34
自販機ねらい	126	4	2	3	0	7
自動車盗	58	5	11	3	5	3
オートバイ盗	340	5	22	10	24	28
自転車盗	1,133	151	220	264	349	299
その他窃盗	561	290	299	259	268	265
合計	3,262	542	625	613	718	685

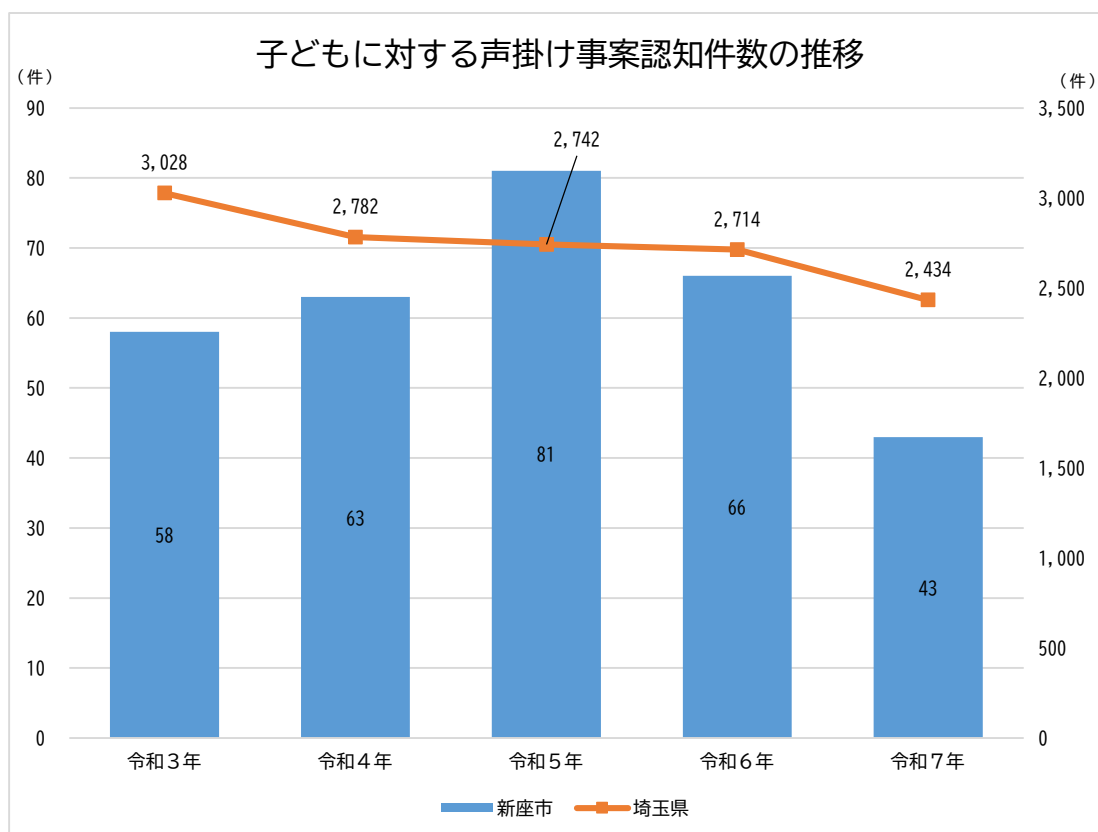


3 子どもに対する声掛け事案の状況

子どもに対する声掛け事案については、埼玉県全体では減少傾向にあるにも関わらず、市内での発生認知件数は横ばいの状況です。子どもたちが犯罪被害に遭うことがないように、保護者や学校だけでなく、地域全体で見守る体制を確保する必要があります。

<子どもへの声掛け事案認知件数> (単位：件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新座市	58	63	81	66	43
埼玉県	3,028	2,782	2,742	2,714	2,434



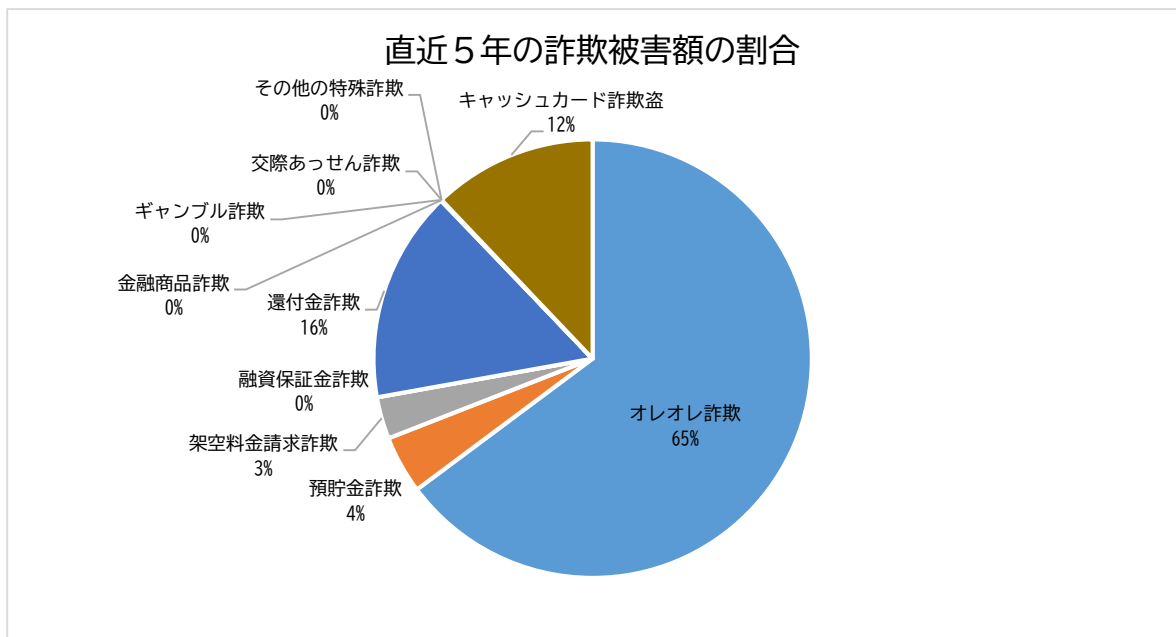
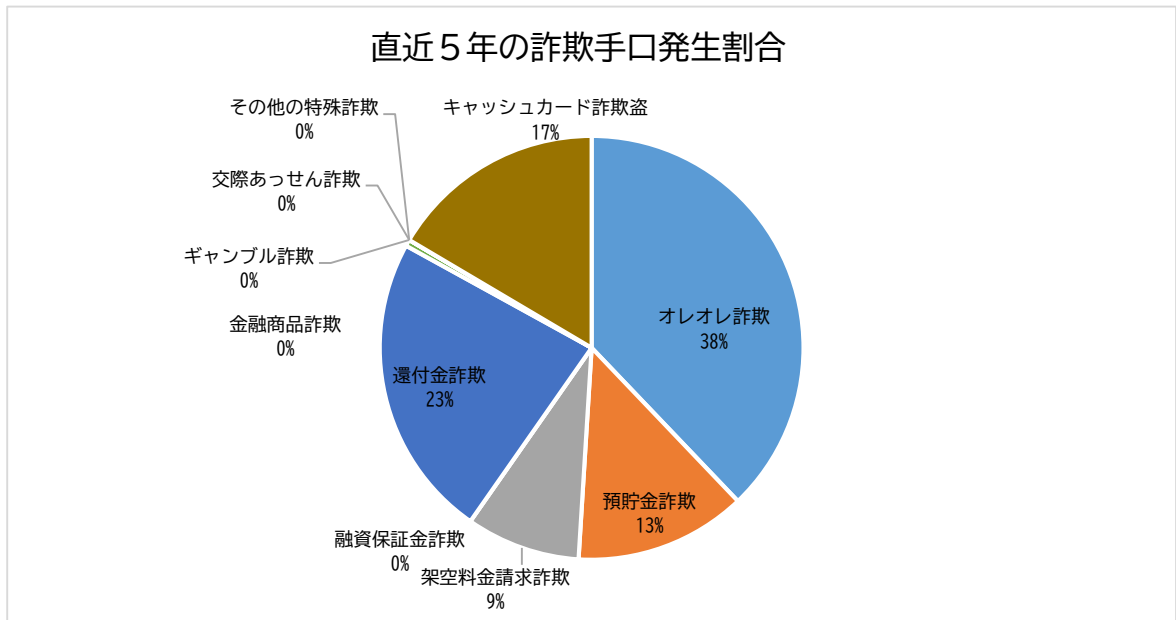
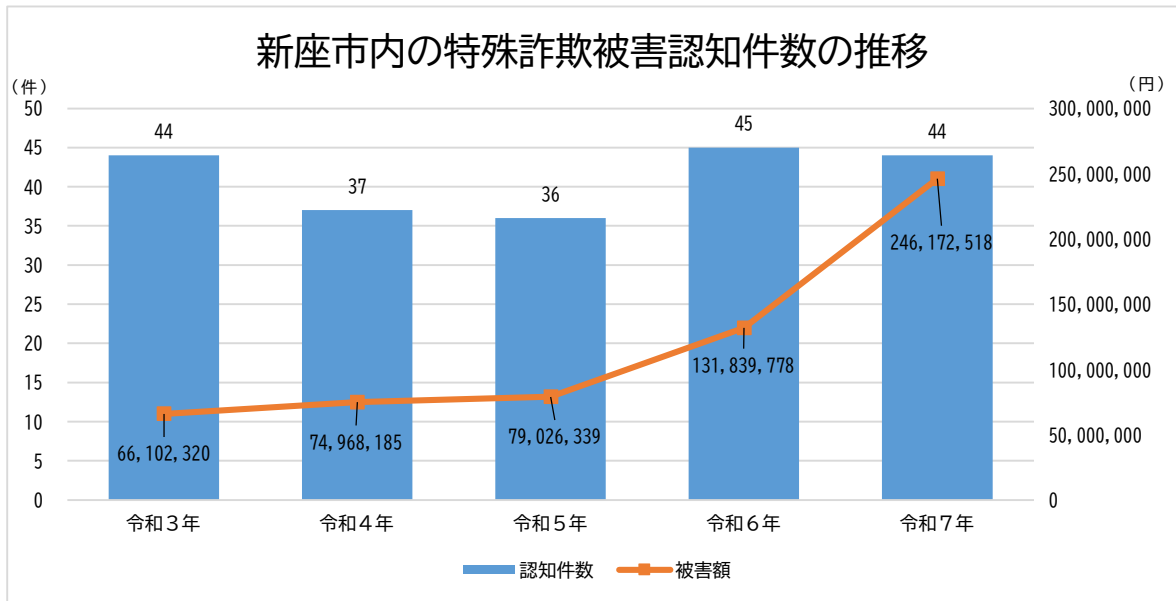
4 特殊詐欺の状況

特殊詐欺被害の認知件数は、横ばいの状況ですが、被害額は増加傾向にあります。市内の特殊詐欺被害のうち最も多い手口はオレオレ詐欺で、被害額の半数以上を占めています。

特殊詐欺の手口は年々悪質・巧妙化しており、国際電話番号を使用した犯行や自動音声ガイダンスを利用した詐欺電話など、新たな手口が次々と発生しています。

<新座市内の特殊詐欺被害認知件数の推移>

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認知件数 (件)	44	37	36	45	44
被害額 (円)	66,102,320	74,968,185	79,026,339	131,839,778	246,172,518



第3章 計画の基本方針

基本方針1 防犯意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことです。市民自らが防犯意識を持ち、地域で助け合う意識を醸成するため、防犯対策等の普及啓発に努めます。

基本方針2 地域における防犯活動の推進

地域における防犯パトロールなどの活動が地域住民の目に触れることによって、地域に安心感を与えることに繋がります。地域の安全を確保するため、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が一体となって、自主的な参加による防犯活動を推進します。

基本方針3 安全な都市環境の整備

道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間における防犯対策を進めます。

また、公共空間だけでなく、防犯性の高い住宅の普及促進、空き家への対策など、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を進めます。

基本方針4 子どもを見守る体制の整備

子どもたちを不審者等による犯罪被害から守るため、保護者や学校だけでなく、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が連携を深め、子どもたちを見守る体制の整備を進めます。

基本方針5 規範意識の高揚

いじめ、SNSやインターネット上での誹謗中傷、暴力行為などの社会問題を解決するため、子どもたちの規範意識の向上に努めます。

また、安心して暮らせる社会を作るため、子どもだけでなく、地域全体での規範意識の向上に取り組みます。

基本方針6 体感治安[※]を悪化させる犯罪・情報への対策

特殊詐欺、自転車盗を始めとする乗り物盗、侵入窃盗などの生活に身近な犯罪は、体感治安を悪化させる要因となります。これらの犯罪の防止対策の普及啓発や、犯罪に関する正確な情報の発信に努めます。

※ 人々が日常生活で感じる治安の状況

第4章 計画の主な取組

※【】内は取り組む責務を負うもの

基本方針1 防犯意識の高揚

(1) 市民や事業者等の防犯意識の啓発 【市】

犯罪の発生を未然に防ぐためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。防犯に関する講座や街頭キャンペーンの実施等により、市民等の防犯意識の向上に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
防犯講習会・防犯教室や防犯訓練の実施	警察と連携し、防犯に関する情報の周知・啓発のため、講習会等を開催する。	危機管理室
街頭キャンペーンの実施	認知件数の多い犯罪への対策など、市民等の防犯意識向上のためのキャンペーンを行う。	危機管理室
		産業振興課
出前講座の実施	消費者トラブルの事例紹介などを通じ、市民等の防犯意識向上に努める。	産業振興課
	様々な事業の取組紹介を通じ、青少年の健全育成に努める。	生涯学習スポーツ課

(2) 広報活動の推進 【市・市民】

広報紙やホームページ等による啓発活動のほか、多様な宣伝媒体を用いた情報提供を行い、広く防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
広報にいぎ・市ホームページ・市公式SNSへの掲載	防犯に関する情報を広報にいぎ、市ホームページや市公式SNSに掲載し、周知を図る。	危機管理室
啓発品・啓発リーフレットの配布	警察と連携し、啓発品等を作成、配布することにより、防犯意識向上に努める。	危機管理室
		産業振興課
防災行政無線等を活用した情報の発信	犯罪情報等について、防災行政無線等を活用することにより、広く市民に周知されるよう努める。	危機管理室
		産業振興課
「新座市犯罪情報の住民提供に関する協定」に基づく取組の実施	緊急を要する犯罪情報について、広く市民に周知されるよう、関係各所との連携を図る。	危機管理室
		新座市町内会連合会 (地域活動推進課)

(3) 市民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進 【市・市民・事業者】

町内会や事業者等が主体となって防犯講習会等を開催したり、自宅や事業所の防犯対策を施したりするため、市や警察と連携を図ります。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
防犯用品や防犯機器の普及啓発	犯罪防止に有効な防犯用品や防犯機器について、普及啓発に努める。	危機管理室
防犯パトロールの実施	防犯パトロールを実施し、地域内の安全を確保する。	自主防犯パトロール団体 (危機管理室)
防犯講習会・防犯教室や防犯訓練の実施 (再掲)	警察と連携し、防犯に関する情報の周知・啓発のため、講習会等を開催する。	危機管理室
出前講座の実施 (再掲)	消費者トラブルの事例紹介などを通じ、市民等の防犯意識向上に努める。	産業振興課
	様々な事業の取組紹介を通じ、青少年の健全育成に努める。	生涯学習スポーツ課

基本方針2 地域における防犯活動の推進

(1) 防犯パトロールの実施 【市・市民・事業者】

犯罪の抑止力を高めるため、青色回転灯装備車を使用した防犯パトロールや自主防犯パトロール団体による定期的なパトロールを実施し、地域の安全確保に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
青色回転灯装備車による防犯パトロールの実施	青色回転灯装備車を活用した防犯パトロールを実施することにより、地域の安全確保に努める。	危機管理室
防犯パトロールの実施(再掲)	防犯パトロールを実施し、地域内の安全を確保する。	自主防犯パトロール団体 (危機管理室)
自主防犯パトロール団体の活動への支援	活動に関する相談に応じるなど、自主防犯パトロール団体の活動に必要な支援を行う。	危機管理室
不審者発見時の対応の周知	不審者発見時の対応方法について、周知を図る。	危機管理室
青色防犯パトロール講習の実施	職員向けの青色防犯パトロール講習を実施する。	危機管理室

(2) 自主防犯活動への支援 【市】

地域における自主的な防犯活動を安心して行うことができるよう、活動で使用する備品の貸与等の支援を行います。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
自主防犯パトロール団体への防犯資機材の貸与	防犯パトロール用の資機材を貸与するなど、自主防犯パトロール団体の活動を支援する。	危機管理室
自主防犯パトロール団体に対する傷害保険の加入	防犯パトロール団体の傷害保険への加入手続を行う。	危機管理室
わんわんパトロール*実施者への標章等の貸与	わんわんパトロール実施者に対し、標章等を貸与し、活動を支援する。	危機管理室
わんわんパトロールを行う団体に対する傷害保険の加入	わんわんパトロールを行う団体の傷害保険への加入手続を行う。	危機管理室
自主防犯活動団体に対する表彰等の実施	警察と連携し、日頃の活動に対し、地域安全功労団体として表彰を行う。	危機管理室

* 日頃の愛犬とのお散歩の中で、わんわんパトロール標章を装着して気軽に子どもたちや地域の見守り活動にボランティアとしてご協力いただくもの。

(3) 自主防犯活動の新たな担い手の確保及び支援 【市・市民・事業者】

自主防犯活動団体内の担い手不足は深刻な状況です。新たな担い手の確保のため、各活動団体における取組のほか、活動内容や防犯上の効果等について周知を図ります。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
自主防犯パトロールに関する広報の実施	自主防犯パトロールについて広報にいざやホームページ等に掲載し、活動を周知する。	危機管理室
自主防犯パトロール団体への防犯資機材の貸与（再掲）	防犯パトロール用の資機材を貸与するなど、自主防犯パトロール団体の活動を支援する。	危機管理室
街頭キャンペーンの実施（再掲）	認知件数の多い犯罪への対策など、市民等の防犯意識向上のためのキャンペーンを行う。	危機管理室
		産業振興課

(4) お互いが支え合う地域社会の形成 【市・市民・事業者】

地域には様々な事情を抱えた方がいます。高齢者や障がい者などが犯罪被害に遭わないよう、各種団体と連携を図りながら支援を行います。

また、犯罪被害に遭われた場合には、市や警察が連携を図りながら支援を行います。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
「新座市防犯のまちづくりに関する協定」に基づく取組の実施	犯罪抑止等のため、協定締結団体との連携を図り、市民の安全確保に努める。	危機管理室
「新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定」に基づく取組の実施	高齢者等の見守りを行うため、協定締結団体との連携を図り、安心して暮らせるまちづくりに努める。	福祉政策課
民生委員等による高齢者世帯の見守り活動の支援	高齢者を見守りを行うため、民生委員や高齢者相談センターの活動を支援する。	福祉政策課
		介護保険課
		長寿はつらつ課
高齢者や障がい者への防犯対策の充実	高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、安心して暮らせるまちづくりに努める。	障がい者福祉課
		介護保険課
		長寿はつらつ課
犯罪被害者等支援の充実	関係各所との連携を図り、犯罪被害者支援に努める。	危機管理室

基本方針3 安全な都市環境の整備

(1) 公共空間における安全対策 【市・市民・事業者】

公共施設、住宅、事業所等の防犯対策を推進し、犯罪が発生しにくい環境を整備します。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
道路照明灯の整備	町内会や商店街が管理する道路照明灯の整備に係る費用を補助する。	産業振興課 地域活動推進課
	道路照明灯の整備に努める。	道路管理課
公共施設における安全対策	公共施設の防犯性を高め、市民が安心して利用できる施設となるよう努める。	管財契約課 (市庁舎等施設)
		市民課 (出張所)
		環境課 (公衆トイレ)
		地域活動推進課 (集会所)
		障がい者福祉センター
		こども支援課 (児童センター)
		保育課 (保育施設・放課後児童保育室)
		児童発達支援センター
		長寿はつらつ課 (老人福祉センター)
		保健センター
		交通政策課 (駐車場・駐輪場)
		みどりと公園課 (公園)
		水道施設課 (浄水場)
		教育総務課 (学校)
生涯学習スポーツ課 (文化施設・スポーツ施設)		
中央公民館 (公民館)		
中央図書館 (図書館)		
歴史民俗資料館		

施策名	施策の概要	担当
防犯用品や防犯機器の普及啓発（再掲）	犯罪防止に有効な防犯用品や防犯機器について、普及啓発に努める。	危機管理室

(2) 防犯カメラの管理及び運用 【市・市民・事業者】

施設管理及び犯罪抑止のため、公共空間に設置された防犯カメラの適正な管理及び運用に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
公共施設における防犯カメラの管理及び運用	公共施設に設置された防犯カメラについて、適正な管理及び運用に努める。	管財契約課 （市庁舎等施設）
		市民課 （出張所）
		障がい者福祉センター
		こども支援課 （児童センター）
		保育課 （保育施設・放課後児童保育室）
		児童発達支援センター
		長寿はつらつ課 （老人福祉センター）
		交通政策課 （駐車場・駐輪場）
		みどりと公園課 （公園）
		水道施設課 （浄水場）
		教育総務課 （学校）
		生涯学習スポーツ課 （文化施設・スポーツ施設）
		中央公民館 （公民館）
		中央図書館 （図書館）
歴史民俗資料館		
公共空間への防犯カメラの整備	駅前等の公共空間に設置された防犯カメラについて、適正な管理及び運用に努める。	危機管理室

(3) 空家等対策の推進 【市】

管理不全な空家等については、関係各所と連携し、所有者に改善依頼を実施したり、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空家等を「特定空家等」に認定し、行政指導や行政処分を実施したりするなど、犯罪の温床になりやすい空家等の適正な管理に向けた対策を推進します。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
空家所有者による自主的な管理を促すための改善依頼の実施	管理不全となっている空家等について、所有者に対して改善依頼を行い、生活環境の保全に努める。	建築審査課
特定空家等に対する行政指導や行政処分の実施	周囲の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空家等については、必要に応じて「特定空家等」、「管理不全空家等」に認定し、行政指導や行政処分を行い、生活環境の保全に努める。	建築審査課

基本方針4 子どもを見守る体制の整備

(1) 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化

【市・市民・事業者】

小・中学校の児童・生徒を不審者等による犯罪被害から守っていくため、学校内及び通学路等における安全確保に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
登下校時の見守り活動の促進	自主防犯パトロール団体による見守り活動を促進し、子どもたちの安全確保に努める。	危機管理室
地域安全マップの作成及び見直し	学校ごとに区域内の危険箇所を確認し、地域安全マップの作成及び見直しを行う。	教育支援課
通学路の環境整備	学校ごとに区域内の危険箇所を確認し、通学路図の作成及び見直しを行うとともに、環境整備に努める。	教育支援課 (学校)
「子ども110番の家」による見守り活動の推進	警察と連携し、協力いただける民家、事業所等に「子ども110番の家」に登録していただき、子どもたちの見守り活動を推進する。	教育支援課
新入学児童への防犯ブザーの配付	新入学児童に防犯ブザーを配付し、子どもたちの防犯対策に努める。	教育支援課
スクールガード・リーダーの配置	子どもたちを不審者から守り安全に学習できる環境を整えるため、学校と連携し、スクールガード・リーダーを配置する。	教育支援課
交通指導員による見守り活動の推進	子どもたちが安全に通学できるよう、通学路上に交通指導員を配置し、見守り活動を推進する。	教育支援課
学校安全ボランティア(学校応援団等)への参加促進	学習活動、安全・安心確保などの活動をするボランティアを募り、子どもたちの安心安全な環境整備に努める。	教育支援課

(2) 学校等の防犯管理体制の整備 【市】

児童・生徒の安全確保のため、教職員等による学校の防犯管理体制を整備します。

また、緊急時に迅速な対応ができるよう、日頃から関係各所との連携を深めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
防犯対策マニュアルの作成及び見直し	不審者侵入事案の発生等に対する防犯対策マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。	教育支援課 (学校)

施策名	施策の概要	担当
侵入者対策の実施	不審者等が侵入した時の対応方法などを確認し、子どもたちを守るための安全対策を実施する。	保育課 (放課後児童保育室)
		生涯学習スポーツ課 (ココフレンド)
		教育支援課 (学校)
防犯に関する情報の連絡体制の整備	警察と連携し、防犯情報を速やかに提供することができるよう、連絡体制を整備する。	教育支援課
公共施設における防犯カメラの管理及び運用(再掲)	公共施設に設置された防犯カメラについて、適正な管理及び運用に努める。	保育課 (放課後児童保育室)
		教育総務課 (学校)

(3) 安全教育の実施 【市】

各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、児童・生徒が防犯についての知識を身につけ、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
防犯講習会・防犯教室や防犯訓練の実施(再掲)	警察と連携し、防犯に関する情報の周知・啓発のため、講習会等を開催する。	危機管理室
インターネットの安全利用の啓発	消費生活トラブルに巻き込まれることがないように、インターネットの安全利用に関する啓発活動を行う。	産業振興課
	犯罪に巻き込まれることがないように、インターネットの安全利用について教育活動に取り入れ、子どもたちの健全育成に努める。	教育支援課
地域安全マップの作成及び見直し(再掲)	学校ごとに区域内の危険箇所を確認し、地域安全マップの作成及び見直しを行う。	教育支援課

基本方針5 規範意識の高揚

(1) 薬物乱用・非行防止活動等の推進 【市】

市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）する、違法薬物を乱用する、問題行動等により犯罪に加担するということがないよう、非行防止教室などを通じて正しい理解を図ります。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
非行防止キャンペーンの実施	犯罪のない明るい社会を目指す「社会を明るくする運動」を行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援するため、街頭啓発活動を実施する。	福祉政策課
SNS等での不適切な書き込みを行う子どもに対する注意・指導の実施	犯罪につながる恐れのある書き込みに対し、警察、市及び学校が連携しながら、指導を行う。	教育支援課

(2) 規範意識の向上 【市・市民・事業者】

地域の美化活動や交通ルールの遵守などを通じて、地域全体の規範意識の向上を図ります。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
地域住民による環境美化活動の推進	地域清掃等の支援を行い、環境美化活動を推進する。	環境課
路上喫煙防止パトロールの実施	路上喫煙禁止地区での巡回パトロールを実施し、喫煙マナーの向上を図り、安全で快適な生活環境を確保する。	環境課
出前講座の実施（再掲）	消費者トラブルの事例紹介などを通じ、市民等の防犯意識向上に努める。	産業振興課
	ごみの問題や市内の清掃活動の紹介などを通じ、地域の環境保全に努める。	環境課
	様々な事業の取組紹介を通じ、青少年の健全育成に努める。	生涯学習スポーツ課
注意喚起看板の設置	ひったくり等の犯罪や事故の可能性が高い地域等に看板を設置し、注意喚起を行う。	危機管理室
	事故の可能性が高い地域等に看板を設置し、注意喚起を行う。	交通政策課
インターネットの安全利用の啓発（再掲）	消費生活トラブルに巻き込まれることがないよう、インターネットの安全利用に関する啓発活動を行う。	産業振興課
	犯罪に巻き込まれることがないよう、インターネットの安全利用について教育活動に取り入れ、子どもたちの健全育成に努める。	教育支援課

基本方針 6 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策

(1) 特殊詐欺防止対策の推進 【市・市民・事業者】

悪質・巧妙化する特殊詐欺について、講習会や街頭キャンペーンなどを通じて周知を行い、被害に遭わないよう啓発を行います。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
特殊詐欺等に関する相談体制の充実	特殊詐欺の被害等について、安心して相談できる体制を整える。	産業振興課
特殊詐欺等に関する啓発	警察と連携し、特殊詐欺の手口等について啓発を行い、市民等の防犯意識向上に努める。	産業振興課
街頭キャンペーンの実施（再掲）	認知件数の多い犯罪への対策など、市民等の防犯意識向上のためのキャンペーンを行う。	産業振興課
防災行政無線等を活用した情報の発信（再掲）	犯罪情報等について、防災行政無線等を活用することにより、広く市民に周知されるよう努める。	産業振興課
「新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定」に基づく取組の実施（再掲）	高齢者等の見守りを行うため、協定締結団体との連携を図り、安心して暮らせるまちづくりに努める。	福祉政策課
民生委員等による高齢者世帯の見守り活動の支援（再掲）	高齢者を見守りを行うため、民生委員や高齢者相談センターの活動を支援する。	福祉政策課
		介護保険課
		長寿はつらつ課
高齢者や障がい者への防犯対策の充実（再掲）	高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、安心して暮らせるまちづくりに努める。	障がい者福祉課
		介護保険課
		長寿はつらつ課

(2) 自転車盗を始めとした乗り物盗被害防止対策の推進 【市】

自転車やオートバイ等の乗り物が盗まれる被害を防ぐため、街頭キャンペーンを通じた啓発や、駐輪場等の防犯対策を推進します。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
注意喚起看板の設置	警察と連携し、乗り物盗被害が発生する可能性が高い地域等に看板を設置し、注意喚起を行う。	危機管理室
委託職員・警備員による駐輪場等の巡回警備の実施	公用車等の駐車場において、盗難等の被害が発生しないよう、巡回警備を行う。	管財契約課
	市が管理する駐車場及び駐輪場において、盗難等の被害が発生しないよう、巡回警備を行う。	交通政策課

施策名	施策の概要	担当
夜間照明設備の強化	公用車等の駐車場において、盗難等の被害が発生しないよう、夜間照明設備を設置する。	管財契約課
	市が管理する駐車場及び駐輪場について、盗難等の被害が発生しないよう、夜間照明設備を設置する。	交通政策課
駐輪場等における防犯カメラの管理及び運用	市が管理する駐車場及び駐輪場に設置された防犯カメラについて、適正な管理及び運用に努める。	交通政策課
街頭キャンペーンの実施（再掲）	認知件数の多い犯罪への対策など、市民等の防犯意識向上のためのキャンペーンを行う。	危機管理室
		産業振興課

(3) 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進 【市】

性犯罪への対策や、ストーカー・DV等の事案に対する対応を強化し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
広報にいぎ・市ホームページ・市公式SNSへの掲載（再掲）	防犯に関する情報を広報にいぎ、市ホームページや市公式SNSに掲載し、周知を図る。	危機管理室
ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化	ストーカーやDV等の被害者に対し、適切な対応をするとともに、関係各所との連携を図る。	福祉政策課
ストーカーやDV等の被害防止対策等の啓発	ストーカーやDV等について正しい理解を深め、暴力の潜在化を防ぐため、被害防止対策等の啓発を行う。	福祉政策課
子ども・高齢者・障がい者への虐待を防止するための取組の推進	児童への虐待を防止するため、こども家庭センター等による妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。	こども安全課
	高齢者への虐待を防止するため、高齢者相談センター等の関係機関と連携し、適切な対応や支援を行う。	介護保険課
	障がい者への虐待を防止するため、基幹相談支援センターなど関係機関と連携し、適切な対応や支援を行う。	障がい者福祉課

(4) 侵入盗被害防止対策の推進 【市】

住宅や事業所等への侵入盗被害を防止するため、防犯対策機器の普及啓発等に努めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
防犯講習会・防犯教室や防犯訓練の実施（再掲）	警察と連携し、防犯に関する情報の周知・啓発のため、講習会等を開催する。	危機管理室
防犯用品や防犯機器の普及啓発（再掲）	犯罪防止に有効な防犯用品や防犯機器について、普及啓発に努める。	危機管理室
町内会等と連携した防犯対策の推進	町内会等と連携し、防犯に関するポスターの掲示やチラシの回覧により、地域への注意喚起を行う。	危機管理室

(5) 正確な情報の効果的な発信 【市・市民】

犯罪が発生した際に迅速な対応ができるよう日頃から連携を深め、正確な情報の発信に努めます。

また、それらの情報がより多くの人に伝達できるよう効果的な手法について研究を進めます。

<主な取組>

施策名	施策の概要	担当
広報にいぎ・市ホームページ・市公式SNSへの掲載（再掲）	防犯に関する情報を広報にいぎ、市ホームページや市公式SNSに掲載し、周知を図る。	危機管理室
防災行政無線等を活用した情報の発信（再掲）	犯罪情報等について、防災行政無線等を活用することにより、広く市民に周知されるよう努める。	危機管理室 産業振興課
「新座市犯罪情報の住民提供に関する協定」に基づく取組の実施（再掲）	緊急を要する犯罪情報について、広く市民に周知されるよう、関係各所との連携を図る。	危機管理室 新座市町内会連合会 （地域活動推進課）

資料編

1 新座市内の罪種別刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

	全刑法犯 認知件数	内 訳				
		凶悪犯※1	粗暴犯※2	知能犯※3	窃盗犯※4	その他※5
平成13年	3,951	12	69	20	3,262	588
平成15年	3,915	11	122	131	3,031	620
平成20年	2,528	5	103	77	1,915	428
平成25年	1,661	9	94	80	1,216	262
平成30年	1,369	5	100	105	960	199
令和元年	1,429	6	131	86	963	243
令和2年	1,042	11	90	60	694	187
令和3年	863	10	80	83	542	148
令和4年	874	5	57	51	625	136
令和5年	915	6	76	72	613	148
令和6年	1,053	8	53	103	718	171
令和7年	1,000	7	81	82	685	145

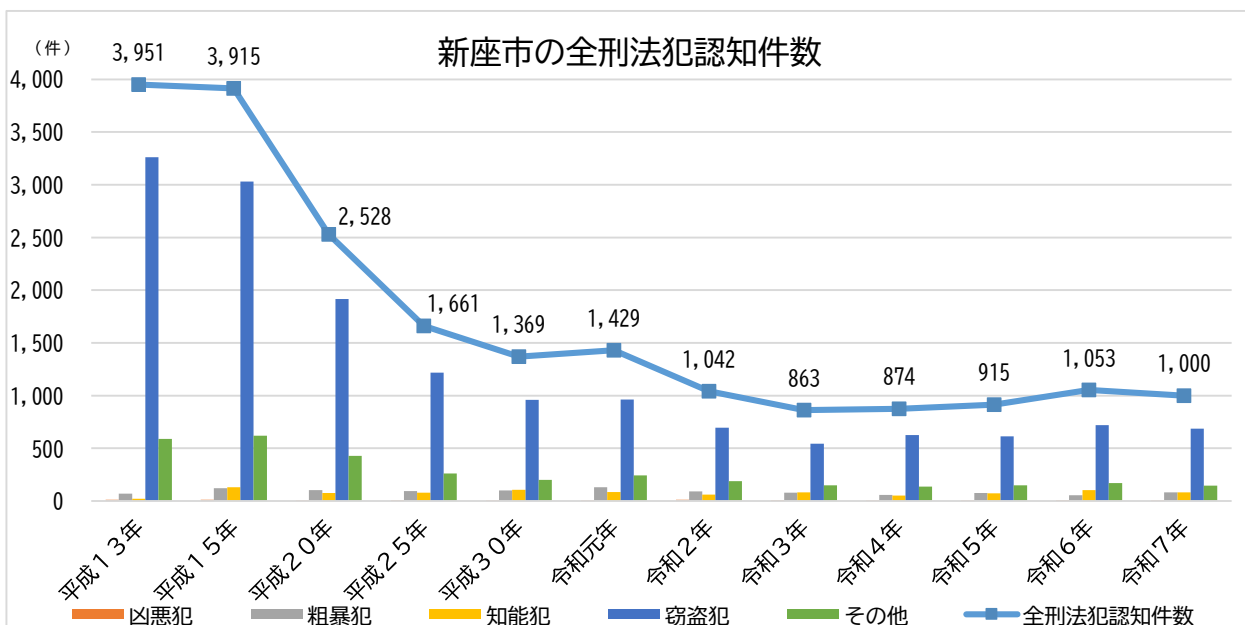
※1 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦

※2 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

※3 知能犯…詐欺、横領等

※4 窃盗犯…窃盗

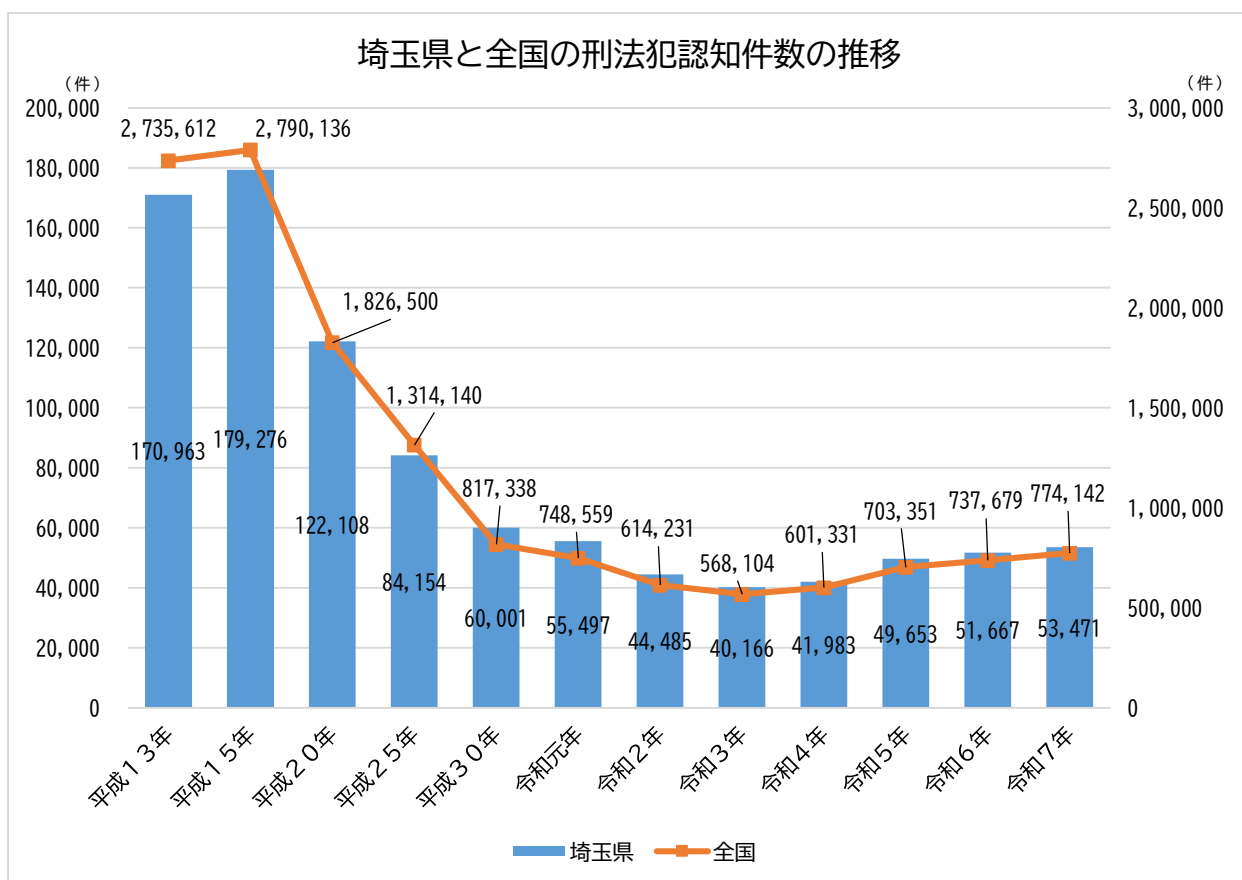
※5 その他…風俗犯（賭博、わいせつ）、その他の刑法犯（公務執行妨害等）



2 新座市、埼玉県、全国の刑法犯認知件数の比較

(単位：件)

	新座市	埼玉県	全 国
平成13年	3,951	170,963	2,735,612
平成15年	3,915	179,276	2,790,136
平成20年	2,528	122,108	1,826,500
平成25年	1,661	84,154	1,314,140
平成30年	1,369	60,001	817,338
令和元年	1,429	55,497	748,559
令和2年	1,042	44,485	614,231
令和3年	863	40,166	568,104
令和4年	874	41,983	601,331
令和5年	915	49,653	703,351
令和6年	1,053	51,667	737,679
令和7年	1,000	53,471	774,142



3 新座市防犯推進条例

平成16年3月31日

条例第1号

改正 平成17年3月31日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に関し、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が犯罪を防止するために行う自主的な活動の推進及び犯罪を防止するための環境の整備を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、犯罪の防止に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、児童、高齢者及び障がい者の安全に特に配慮しなければならない。

(平17条例9・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、自らの安全を確保し、及び地域において犯罪を防止するための活動を行うよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、その事業について、犯罪の防止に必要な措置を講じるよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第5条 土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、その土地又は建物について、犯罪の防止に必要な措置を講じるよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民、事業者等への支援)

第6条 市は、市民、事業者等が犯罪を防止するために行う自主的な活動に対し、

必要な支援を行うものとする。

(啓発及び情報提供)

第7条 市は、犯罪の防止に関する市民、事業者等の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、犯罪を適切かつ効果的に防止するため必要な情報の提供を行うものとする。

(推進計画の策定)

第8条 市長は、犯罪の防止に関する施策を計画的に推進するため、犯罪の防止の推進に関する計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民、事業者、関係機関等と連携し、犯罪の防止に関する施策について総合的かつ計画的に取り組むための組織を整備するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、犯罪の防止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

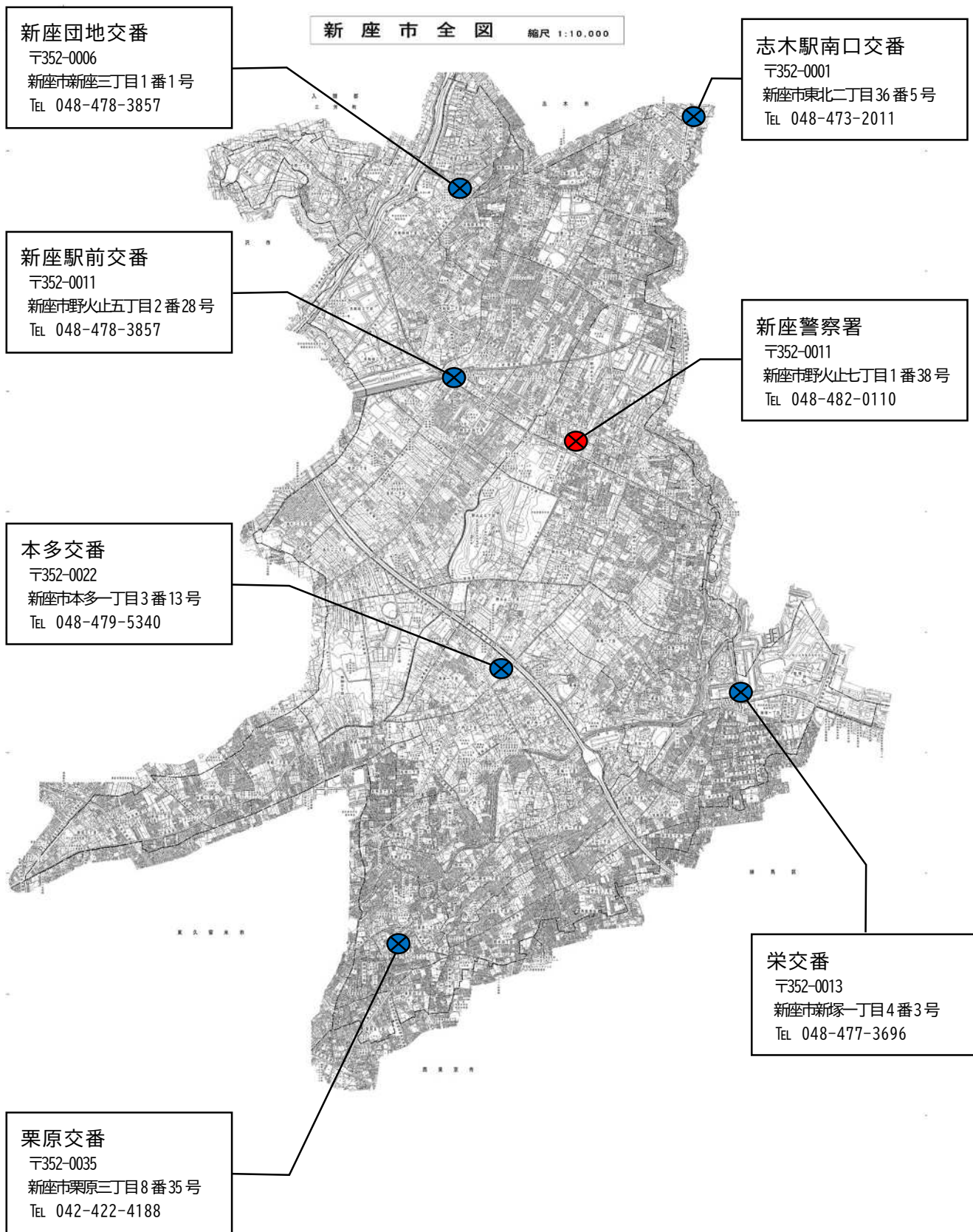
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第9号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

4 新座市内の警察署及び交番の所在地



5 各交番の担当区域

交番名称	担当区域
本多交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ あたご一丁目～三丁目 ・ 石神一丁目～五丁目 ・ 新堀一丁目～三丁目 ・ 道場一丁目、二丁目 ・ 西堀一丁目～三丁目 ・ 野火止一丁目～三丁目 ・ 堀ノ内一丁目～三丁目 ・ 本多一丁目、二丁目
栗原交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片山一丁目～三丁目 ・ 栗原一丁目～六丁目 ・ 野寺一丁目～五丁目
新座駅前交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和田一丁目～三丁目 ・ 野火止四丁目～八丁目 ・ 菅沢一丁目、二丁目
新座団地交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和田四丁目、五丁目 ・ 北野一丁目、二丁目 ・ 中野一丁目、二丁目 ・ 新座一丁目～三丁目 ・ 東一丁目、二丁目
栄交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 池田一丁目～五丁目 ・ 栄一丁目～五丁目 ・ 新塚、新塚一丁目 ・ 畑中一丁目～三丁目 ・ 馬場一丁目～四丁目
志木駅南口交番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北野三丁目 ・ 東北一丁目、二丁目 ・ 東三丁目

(参照：埼玉県警察ホームページ 新座警察署「身近な交番・駐在所案内」)